

漁業法（昭和24年法律第267号）第76条第1項の規定により、次のとおり区画漁業の変更免許をした。
なお、区画漁業の変更免許の内容は、令和7年6月25日付けで公示した岩手海区漁場計画のとおり。
令和7年10月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

海区漁場計画の 公示番号	免許 番号	漁業の変更免許を受けた者		変更免許年月日
		住 所	名 称	
一区第120号	同左	宮古市光岸地4番40号	宮古漁業協同組合	令和7年10月1日
一区第332号	〃	陸前高田市広田町字泊102番地4	広田湾漁業協同組合	〃
一区第333号	〃	陸前高田市広田町字泊102番地4	広田湾漁業協同組合	〃